三種町耐震改修促進計画 (計画期間延長)

平成22年9月 平成28年11月(一部改定) 令和3年3月(一部改定)

秋田県三種町

1 耐震改修促進計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災で建築物の倒壊は、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準によって設計された建築物に多くみられたことから、地震による被害を減少させるために旧耐震の建築物の耐震化を推進することが求められました。

国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では、住宅及び特定建築物の耐震化率を 現状の約75%から90%にすることが提言されました。

平成18年には耐震改修促進法が改正され、地方公共団体は、計画的に耐震化を進化していくために「耐震改修促進計画」を策定することになりました。

2 三種町耐震改修促進計画の策定

三種町では、秋田県が平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」を策定したのを受け、 平成22年9月に「三種町耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度が最終年度だった計画 期間を5年間延長して建築物の耐震化を進めてきました。町有特定建築物は、計画目標をほぼ 達成する水準に至りましたが、民間住宅等を含め目標までには到達しておりません。依然とし て旧耐震基準の建築物も残されている状況にあります。

こうした取組の中、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月の東日本大震災では、巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、地震による甚大な被害が日本全国で続いています。

3 三種町耐震改修促進計画の計画期間延長

国の基本方針では、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を令和2年までに9 5%、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

秋田県においても、令和3年3月に「秋田県耐震改修促進計画(第3期計画)」を策定し、計画期間を令和7年度までとし、住宅耐震化の目標値を95%と定め、また、民間の特定建築物の耐震化促進に向けては、令和7年度の耐震化率95%を目標としています。

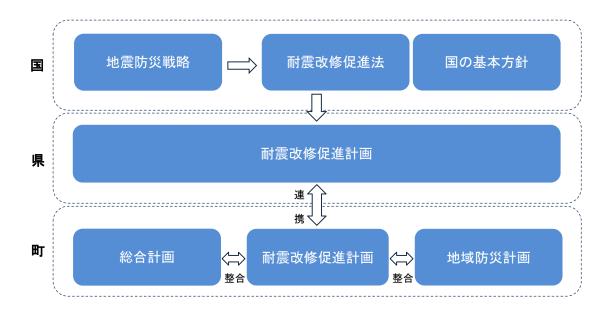
町においても、平成22年9月策定の計画を受けて三種町住宅リフォーム緊急支援事業を実施し、リフォーム相談窓口を開設する等、リフォームにあわせた耐震改修に取り組んできましたが、耐震化に関連する工事を実施した実績が少なく、目標(令和2年度末耐震化率80%)に大きく届いていません。

これまで以上に耐震化を促進する必要があることから、秋田県の計画と整合を図り計画期間を令和7年までとして5年間延長するとともに、耐震化の目標を90%(町有特定建築物については100%)に定め、計画を進めていきます。

4 三種町耐震改修促進計画の計画期間延長の概要

(1)計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法及び県計画を勘案し策定します。



(2)計画の期間

平成22年度から令和7年度まで (現計画を5年間延長する。)

(3) 耐震化の目標

国土強靭化アクションプラン 2018 及び秋田県耐震改修促進計画との整合を図り、目標を設定します。

	H22 年	H27 年	R2 年	現計画	R7 年度
	策定時の	耐震化率	耐震化率	(R2 年度)	耐震化率
	耐震化率	(推計値)	(推計値)	耐震化率	の目標
	(推計値)			の目標	
住 宅	53%	57%	73%	80%	90%
町有特定建築物	50%	90%	100%	100%	100%

(平成30年住宅・土地統計調査等により推計)

(4) 耐震診断・改修の促進を図るための施策

現行計画の各施策を継続して実施します。 基本方針及び主な施策の内容は、次のとおりとします。

① 基本方針

- 建築物の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備を努めるとともに、地震時の総合的な安全対策を推進していきます。
- 計画的かつ効率的に耐震化を推進していくために、優先的に耐震化に着手すべき建築物 や重点的に耐震化すべき地域の考え方を示します。
- 町が所有する施設については、耐震診断・改修の実施計画を作成するとともに、定期的 に検証し着実な推進に努めます。

② 施策の内容

- 建築物の耐震診断・改修の助成制度の整備
 - ・建築士等の専門家に耐震診断を依頼するための費用の補助
 - ・耐震診断の結果、改修が必要となった場合の工事費用の補助
- 安心して耐震診断・改修できる環境整備
 - ・相談窓口の設置
 - ・住宅診断・リフォームに合わせた耐震改修の誘導及び県、関係団体との連携
- 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発
 - ・地震防災マップの作成・公表
 - 相談体制・情報提供の充実
 - ・ 自治会等との連携
- 耐震化を促進するための指導や命令等
 - ・耐震改修促進法による指導、助言、指示等
- その他、施策についても現行計画に従い進めます

③ 計画期間延長による効果

- 促進計画を継続することにより耐震化率向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を 図ります。
- 国が推進する耐震改修促進法に基づく各施策及び、秋田県耐震改修促進計画と連携した 施策に継続して取り組むことにより耐震化率の向上を図ります。

(国、県の耐震化促進に関する助成制度の適用が受けられます。)